



風水害による災害に備えて

☎危機管理課 ☎22-2206

市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう。

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう。

名称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内容：避難情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報
1	最新情報に注意	早期注意情報

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

警戒レベル4で全員避難!!

避難情報と国や県による防災気象情報を5段階に整理して発表します。警戒レベル5になってから避難を始めるのでは、手遅れになる可能性があります。警戒レベル4の避難情報が発令されたら、全員避難を始めてください。

梅雨時期から10月にかけては、台風などにより、低い土地での浸水や土砂災害が発生しやすい時期です。積極的に防災などの情報収集を。ちちぶ安心・安全メールや、防災行政無線、カクニくん、市で発信しています。(詳しくは、ページ下部をご覧ください。)

確実に情報収集するために

「戸別受信機」を無償で貸与しています。次の方を対象としています。貸与を希望する方は、危機管理課へお問い合わせください。
・65歳以上の方のみの世帯
・災害等により孤立地域になる可能性のある世帯
・土砂災害警戒区域にお住まいの世帯
・聴覚の障がい者手帳の交付を受けている方がいる世帯
・避難行動要支援者名簿に登録されている方がいる世帯
・川沿いにお住まいの世帯



避難所における新型コロナウイルス感染症対策のお願い

市では、今後発生が予想される台風などの自然災害時に、開設する避難所内での新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、十分な換気や避難スペースの確保、消毒の徹底など、避難所の衛生環境の確保に努めていきます。

市民の皆さんは、避難所への避難が必要かどうか、次の3つの内容を、確認の上、避難所への避難を判断してください。

①自分の住んでいる場所は避難の必要がある場所なのか

ハザードマップにより、自宅周辺の状況や避難所までの避難経路をご確認いただくとともに、自宅での安全が確保されている場合は、自宅の安全な場所へ避難する在宅避難にご協力ください。

また、災害に備え、平時の事前準備や災害時に取るべき行動の確認をお願いします。(ハザードマップは、市でも確認できます。)
②親戚や友人・知人の家などへの避難が可能か

市では、避難所での3つの密(密閉、密集、密接)を避けるため、通常よりも多くの避難所が開設できるような準備を進めています。近くの安全な親戚や知人宅などの避難所以外への避難も検討してください。

③感染のリスクがあることを認識

○健康状態の確認をしてください
避難する際に、発熱や咳、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)などの症状がある場合は、県民サポートセンター(☎0570-1783-1770)へ相談してください。

○避難所での手洗い、咳エチケットなどを徹底してください
定期的な手洗いと咳エチケットなどの基本的な感染対策をお願いします。また、マスク、体温計、消毒液およびタオルなどを持参してください。

○十分な換気の実施、スペースの確保などの協力をお願いします
他の避難者との距離を2m以上離すなど、十分なスペースの確保を行います。また、十分な換気を行いますので、暑さ対策や防寒対策をお願いします。

秩父市防災行政無線放送



の内容を公で確認
できます。〈通話料無料〉

☎0800-800-5747

ちちぶ安心・安全メールでも

防災・防犯・火災などの防災行政無線の内容を配信中!

右のQRコードを読み取るか
t-chichibu@sg-m.jp

に空メールを送ってください。



市報の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、変更となる場合があります。

秩父市避難行動

要支援者名簿を作成します

市では、秩父市地域防災計画のもと、避難行動要支援者名簿を作成しています。災害時における安否確認や避難支援などの必要な支援を受けられるように、対象となる方には、7月中旬頃に郵送で通知させていただきまします。なお、既に送付させていただいた方にはお送りいたしません。

避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方）と認められた方の名簿を作成しています。

対象者

- ①次に該当する在宅で生活されている方が対象となります。
- ②身体障害者手帳1級または2級の部位が肢体不自由・視覚障害・聴覚障害に限りまします。
- ③療育手帳A・Aを所持する方
- ④精神保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑤要介護認定3～5を受けている方
- ⑥前号に掲げるものに準ずる状態にある難病患者

⑥その他避難支援などを希望し、市長が支援の必要を認められた方
※①～⑤の名簿対象者に該当しない場合でも、避難支援などを希望し、「秩父市避難行動要支援者名簿」への登録を申請すれば、避難支援等関係者へ情報提供を行います。また、名簿情報は、原則1年に一度更新しまします。

避難支援等関係者

市で作成する避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援などの実施に携わる関係者のことを指します。秩父市地域防災計画では、次の方々を避難支援等関係者としています。

- 秩父消防署、秩父市消防団
- 秩父警察署、小鹿野警察署
- 民生委員・児童委員
- 秩父市社会福祉協議会
- 自主防災組織（町会）
- 社会福祉課 ☎2515204



「和を以って
たつと
貴しと為す」

新たな観光キャンペーン

市長 久喜 邦康

ゴールデンウィーク前の4月24日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い全国に緊急事態宣言が発出されたことを受けて、秩父郡内の4町1村の首長と共に秩父地域への来訪自粛を求める「緊急メッセージ」を発表いたしました。1年間で最も観光客でにぎわう時期に、観光客の皆さんに秩父への来訪自粛を求めることは断腸の思いでした。これは他の首長も同じであったことと思います。春の行楽シーズンに観光客が激減したこと、市内の飲食店や観光サービス業に従事する方も、業績が悪化し非常に苦しまれたことと

思います。そこで、これから夏休みの季節を迎え、徐々に観光客の皆さんにお越しただけるよう、さまざまな事業を実施いたします。まず、「早期宿泊予約キャンペーン」を、ただ今実施しているところです。これは、市内宿泊施設へあらかじめ予約をしておき、後日宿泊いただいた方に、宿泊額の10%相当分を地域商品券（和同開珎商品券）で還元するキャンペーンです。また、秩父市独自に宿泊や観光施設などの利用補助を行う事業を間もなく実施いたします。観光客の方が利用することはもちろん、市民の皆さんもご利用できますので、「安全・安心」な近場で宿泊などの観光を楽しんでいただき、この機会に改めて「秩父」の魅力を再発見されてはいかがでしょうか。これは地元業者を支援することにもつながります。また、西武鉄道(株)が発売しているお得な切符の購入に対して補助を行い、観光客の誘客を図ります。その他には、申請のあった市内小規模事業者へ奨励金を給付し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を施していただくなど、訪れた皆さんにも安全・安心に秩父を楽しんでいただくことを思っています。これらの各種事業や支援策の詳細い内容については、決まり次第市ホームページに掲載してまいりますのでご覧ください。